

令和2年12月6日

宮古島市・市長選挙立候補予定者への提言と公開質問状

宮古島市・市長選挙立候補予定者各位

宮古島地下水研究会

共同代表 前里 和洋 新城竜一 友利直樹

この度の宮古島市・市長選挙への立候補予定の皆様には、その熱意と姿勢に敬意を表します。「宮古島地下水研究会」は、宮古島の地下水の持続可能な保全と利用及び地下水の健康への影響を研究する目的で、医療関係者、農業従事者、地質学及び土壌肥料学を専門とする者を中心に2018年に設立しました。

今回、市長選挙立候補予定者各位に「提言及び公開質問状」を送付し、回答をお願いすることに致しました。

ご多忙とは存じますが12月15日までに回答を宜しくお願いします。

「提言と公開質問状」の送付と回答をお願いするのは立候補者予定者各位の個別の公約とは別に市民が憂慮している水資源の問題に対するお考えを明確にして頂き、立候補者予定者各位の考えを市民へ広く知らせるのが目的です。

回答内容については報道関係者への公表とインターネットでの公開も予定しております。また回答をいただけない場合もその事を含めて公開しますのでご了承下さい。以下、次ページに提言及び提言の理由、公開質問の項目を記載してあります。

【 提言 】

持続可能な地下水の保全と利用及び持続可能な市民の健康（身体的、精神的そして社会的に満たされた状態）のための提言

1. 宮古島市では、地下水が唯一の水資源である。持続可能な地下水の保全と利用のため、宮古島市地下水保全条例の水道水源保全地域を、宮古島市全域と指定し、地下ダム地下水をも含めた全島的な水量や水質の総合的協働的管理を実施すべきである。

現在、宮古島市地下水保全条例で3流域に限定されている水道水源保全地域を、持続可能な利用と保全のために変更し、宮古島市全域と再指定すべきである。

水循環基本法に基づき、ステークホルダーによる総合的協働的管理のために「地下水循環協議会」を設立し、数十年先を見据えた、清浄で豊富な地下水の利用と保全のための「地下水循環基本計画」、「実施計画」を策定すべきである。

2. 健康に影響する可能性のある環境化学物質の適正なモニタリング体制の構築と削減対策が必要であることを、宮古島市地下水保全条例に明記すべきである。

宮古島の地下水には、環境化学物質による健康影響を受けやすい自然特性と環境容量の少なさがある。

環境化学物質は、様々な健康影響を引き起こすことが科学的根拠をもって報告されている。化学農薬、化学肥料を含む化学物質、鉛などの重金属の地下水汚染を防ぐため、これらの化学物質の地下水中での濃度や排水中での濃度を正確に把握できるモニタリングシステムを構築し、予防原則に基づき、影響しうる環境化学物質の削減に向けての施策を立案・実施すべきことを宮古島市地下水保全条例に明記すべきである。

【提言理由】

持続可能な地下水の保全と利用には、水量に加えて宮古島市全体の地下水の水質の保持が要となる。住民の生活に支障がでないようかつ健康への影響を可能な限り少なくし、「公水」・「命の水」である宮古島の水資源を、今を生きる世代は、将来世代に伝える責務がある。宮古島は、地下水を唯一の水資源としており、量的には世界的気候変動の影響による記録的豪雨や大渇水の影響をもろに受けやすく不安定である。大渇水時は、バックアップ水源として地下ダム地下水を含む全島の地下水利用を余儀なくせざるを得ない事態が想定される。地下ダム地下水も「公水」の範囲であり、条例上の保全の対象となることを明確にし、総合的協働的管理を実施すべきである。水質的には環境容量が非常に小さく、地質的特性から環境化学物質による地下水汚染等影響を受けやすい脆弱な自然環境下にある。加えて、近年、化学肥料や化学農薬の使用量の増大、自衛隊施設排水からの鉛等の重金属、界面活性剤等の化学物質の排出等、環境化学物質による以前には考えられないような重大な地下水複合汚染リスクに晒されている。全国に先駆けて制定した宮古島市地下水保全

条例の第 8 条において「この条例で地下水の保全を行う流域は、宮古島市の区域とする」と規定している。全島が保全対象となるはずである。一方同条例 19 条で、「市長は、水道水源の水質保全を図るため水道水水源保全地域を指定し、もしくは変更し、又は解除できる」と規定している。現在、白川田流域、東添道南流域、福里北流域の 3 か所が市長により指定されている。この 3 つの流域では、多量の水を排水する事業（51 人以上のし尿浄化槽を設置する施設）など 8 つを、規制対象事業と定めている。市長との事前協議により、「規制対象事業場」と認定された場合は、同流域内においてそれを設置してはならない。この 3 流域で条件付きに認可された特定対象事業所でも、地下水水質を良好に維持する為、厳しい排水水質指針値が設定されており、罰則を設け遵守を規定している。

この 3 流域には、全国の地下水関連条例と比較しても、厳しい監視の目が課されている。

しかし、この 3 流域以外の地下水流域や地下ダム地下水は、条例の監視の目の外にある。この条例が制定された平成 21 年に比べ、年間観光客は 100 万人以上と、2-3 倍に増えている。水道水源保全地域以外に、数多くの大型リゾートホテル、800 人の隊員を有する陸上自衛隊の施設および隊員が家族と居住する宿舎が建設され、当時の状況とは大きく変化している。これらの施設から大量の生活排水や陸自施設からは環境化学物質を含む大量の排水が地下水に浸透し水質への影響をもたらす可能性が高い。

現在水道水中の硝酸性窒素は、基準内とはいえ依然として全国平均の 5 倍近く高い濃度である。化学農薬は、県全体の 3 割と大量に使用されている。特にこの 5 年間、EU では禁止など規制が厳しくなっているネオニコチノイド系やフィプロニル等の浸透性農薬、グリホサート等の除草剤使用が大幅に増加している。市の平成 28 年度地下水水質調査では 3 箇所でフィプロニルが検出されており、地下水への広範な浸透が危惧される。

これらの化学農薬は、標的有害生物のみならず人への健康影響が科学的根拠のもとに続々報告されている。小児に於ける「自閉症スペクトラム障害」や成人での「パーキンソン症候群」、「農薬関連慢性腎臓病」、「悪性リンパ腫などの悪性腫瘍」、さらに小児や成人の肥満、メタボリックシンドローム、糖尿病のリスクとなることが報告されている。特に胎児期や小児期の複合化学農薬暴露の健康影響は十分解明されておらず、「予防原則」の基づいた対処が必要である。

持続可能な地下水の保全と利用の為には、市長が宮古島市全体を水道水源保全地域に再指定し、地下ダム地下水を含む宮古島市全域の地下水の総合的協働的管理の仕組み作りが必要である。「水循環基本法」に基づき、ステークホルダーが一堂に会した「地下水循環協議会」を設置し、持続可能性を達成するための「循環基本計画・実施計画」の策定及びその実施を早急に開始すべきである。宮古島市全域での環境化学物質の地下水中濃度や排水中濃度を正確に把握できるモニタリングシステムを構築し、予防原則に基づき、影響しうる環境化学物質の削減に向けての施策を立案・実施すべきことを宮古島市地下水保全条例に明記すべきである。これらを達成するための第 1 歩が、「市長が宮古島市全域を、水道水源保全地域に指定する」ことである。

【公開質問状】

以下の質問事項に対し賛成、反対、保留いずれかに○をつけていただき、その理由もお書きください。

1. 現在、3 か所に限定された宮古島市地下水保全条例の水道水源保全地域指定を変更し、「宮古島市全域（特に宮古島本島、伊良部島）」に広げる。

賛成 ・ 反対 ・ 保留

その理由：

2. 現在の市諮問機関の「宮古島市地下水審議会」に代わり、水循環基本法に基づく総合的協働管理を行う「地下水循環協議会」を設置する。

賛成 ・ 反対 ・ 保留

その理由：

3. 健康に影響しうる環境化学物質の適正なモニタリング体制の構築と削減対策の実施を、宮古島市地下水保全条例に明記する。

賛成 ・ 反対 ・ 保留

その理由：